

2026年5月1日  
公立大学法人大阪

## 懲戒処分の公表について

この度、2026年4月30日に、下記のとおり当事者に対し処分を行いましたので公表します。

### 記

1. 被処分者  
大阪公立大学医学部附属病院看護部 看護師
2. 処分内容  
減給
3. 根拠規程  
大阪公立大学医学部附属病院職員就業規則第49条第1項第6号及び第8号に該当する。
4. 処分発令日  
2026年4月30日
5. 処分事由概要  
大阪公立大学医学部附属病院看護部の看護師において、兼業規程違反、療養専念義務違反を含めたサービス違反があった。
6. 事案の概要  
(事実概要)  
2026年3月18日及び26日の法人による調査により、以下の事実を確認した。
  - ・当該職員は、本来療養専念義務が課されている病気休職中の2025年12月頃から2026年2月初旬にかけて、大阪公立大学医学部附属病院職員兼業規程（以下「兼業規程」という。）に基づく承認を得ることなく、また、兼業規程において承認されることのないマッサージ事業を自ら行い、看護師資格を表明し、SNSを中心としたWeb上で営利目的の集客活動を行った。
7. 再発防止に向けた対応  
このような不祥事を引き起こしたことについて誠に遺憾であり、深くお詫びします。今回の事案を厳粛に受け止め、教職員に対し、服務規律の徹底を図り、今後このようなことがおこらないよう、再発防止にあたっていく所存です。
8. 添付資料  
大阪公立大学医学部附属病院職員就業規則第49条第1項第6号及び第8号

〈本件の問い合わせ先〉

○処分対象事案、処分内容について

阿倍野キャンパス事務局人事課

(TEL : 06-6645-2721)

(添付資料)

○大阪公立大学医学部附属病院職員就業規則 (抄)

(懲戒の事由)

第49条 職員が次のいずれかに該当するときは、懲戒に処することができる。

- (1) 正当な理由なく無断欠勤をし、出勤の督促に応じないとき
- (2) 正当な理由なくしばしば欠勤、遅刻又は早退するなど勤務を怠ったとき
- (3) 故意又は重大な過失により本法人に損害を与えたとき
- (4) 窃盗、横領、傷害等の刑事法上の犯罪に該当する行為があったとき
- (5) 本法人の名誉又は信用を傷つけたとき
- (6) 素行不良で本法人の秩序又は風紀を乱したとき
- (7) 重要な経歴を詐称して雇用されたことが判明したとき
- (8) その他この規則及び本法人の定める諸規程によって遵守すべき事項に違反し、又は前各号に準ずる程度の不適切な行為があったとき